

◎新潟県選挙管理委員会告示第60号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

場 所 所 在 地

新潟県庁西回廊2階交流ラウンジ 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、10月19日午前10時までとし、10月19日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)